

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から48年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

20歳になった昭和44年*月に父親が国民年金の加入手続を行い、婦人会の集金人に国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。なお、申立期間②については、保険料を納付したことを示す預り証も所持している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、現年度保険料として納付可能であり、当時、A市では、納付組織による国民年金保険料収納が行われていたことが確認できる上、申立人が所持している「国民年金保険料預り証」の昭和48年度欄に集金人の押印が有ることから、申立期間の保険料は納付されていたものとみるのが相当である。

一方、申立期間①については、申立人は、20歳になった昭和44年*月に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、49年4月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の父親は国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によ

ることとなるが、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで
夫婦でA業を営んでいたため、国民年金保険料は夫婦で一緒に納付していた。なお、加入手続の際、保険料を2年間さかのぼって納付できると聞き納付した記憶もある。未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和56年4月以降60歳に到達するまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間を含む昭和56年度及び57年度の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人は申立期間前後の保険料を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月

私の国民年金保険料は、国民年金に加入した当初から、夫が納付してくれていた。申立期間について、夫は納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされていることは納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人については、昭和46年1月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて納付済みであることが確認でき、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫も、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市が保管している国民年金収滞納リストでは、申立期間及び申立期間の翌年度である平成11年4月の国民年金保険料は、現年度納付されていないことが確認できるが、同年4月分については、12年9月27日に過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるとともに、保険料を納付書により納付していた申立人の夫は、同日に夫の12年6月分及び7月分の保険料を現年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることを踏まえると、申立期間についても、申立人の夫は、区役所で申立人の納付書の交付を受け、その納付書で過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、職場を退職後、区役所で国民健康保険に加入し、国民年金についても加入した。申立期間の国民年金保険料は必ず納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録から昭和62年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人の所持する年金手帳からも、申立期間は第1号被保険者として保険料が納付可能な期間である。

また、A市では、国民年金の加入手続が行われた際、現年度保険料の納付指導を行い、社会保険事務所では、過年度の未納保険料が有る場合、納付書を送付して納付勧奨するのが通例である上、国民年金の加入手続を行いながら、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難いことから、申立人は、申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B本社における資格の取得日に係る記録を昭和42年7月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年7月20日から同年8月1日まで
② 昭和59年9月26日から同年10月1日まで

申立期間①については、昭和42年7月20日にA株式会社C支店からB本社に転勤し、継続して勤務していた。申立期間②については、D株式会社の退職月の保険料を控除されていた。社会保険事務所に照会したところ、両申立期間が空白となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社が保管している社員簡易一覧表及び雇用保険の記録並びに同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和42年7月20日にA株式会社C支店から同社B本社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社B本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年8月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の社会保険関係の資料を保管しておらず不明としており、

このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事
業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所
に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がない
ことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、D株式会社の元事業主は、倒産のため関係資料は
廃棄処分したが、厚生年金保険に係る事務は社会保険労務士事務所を通じ
て事務処理をしていたので、社会保険事務所の記録に間違いがない旨の供
述をしている。

また、当時のD株式会社の社会保険等の事務を代行していた社会保険労
務士事務所から提供された事業所台帳によると、申立人及び申立人と同様
に昭和59年9月30日まで勤務していたとしている同僚の被保険者資格喪
失日は申立人と同日の同年9月26日と記載されており、社会保険事務所の
記録と一致していることから、事業主が当該社会保険労務士事務所を通じ
て社会保険事務所の記録どおりに届出していたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実について、確認できる関連資料、周辺事情
は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格喪失日を昭和30年7月1日に、D株式会社E部（現在は、C株式会社）における資格喪失日を32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、30年5月及び同年6月は1万円、32年2月から同年4月までは1万8,000円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月24日から同年4月23日まで
② 昭和30年5月2日から同年7月1日まで
③ 昭和32年2月21日から同年5月2日まで

昭和27年3月24日に、A株式会社に入社し、その後D株式会社に異動したが、定年退職扱いになる平成5年1月20日まで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の未加入となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職年金給付裁定通知書、健康保険組合の健康保険資格喪失証明書及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和27年3月24日から平成5年1月20日まで継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立期間②についてはA株式会社B工場からD株式会社E部に異動した時であり、申立期間③については、D株式会社E部の工場内で異動した時期であったと述べており、複数の同僚の供述から申立人が申立期間②においてはA株式会社B工場に、申立期間③においてはD株式会社E部に

において勤務していたことが認められる。

また、この時期のことについて、当時の経理担当者は、昭和 29 年から 32 年ごろまでの間に順次、A株式会社B工場がD株式会社F工場へ移転した時と、厚生年金保険の本社一括適用の時期とが重なり、届出についての手続ミスがあり、厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、適正な届出が行われなかった旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②については、A株式会社B工場において、申立期間③については、D株式会社E部において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立期間②については、社会保険事務所のA株式会社B工場に係る被保険者名簿の昭和 30 年 4 月の記録から 1 万円、申立期間③については、D株式会社E部に係る被保険者名簿の 32 年 1 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③については、上記のように、当時の経理担当者は、従業員の厚生年金保険の届出について、適正に行われなかった可能性がある旨の供述をしており、他の複数の同僚についても申立人と同様の時期に厚生年金保険の記録が継続していない者が確認できることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②及び③の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の所持する退職年金給付裁定通知書、健康保険組合及び雇用保険のいずれの記録においても、加入日は、昭和 27 年 3 月 24 日となっていることから、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所に照会しても、当時の賃金台帳等関連資料が保管されていないため、厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、申立期間①において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、健康保険組合の担当者は、厚生年金保険と健康保険の事務処理は別々に行っているため、健康保険組合の加入日と厚生年金保険の資格取得日は必ずしも一致しないと供述しており、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日も、昭和 27 年 4 月 23 日となっている。

さらに、申立人と同時期及び 1 年後に採用された複数の同僚についても、入

社日より1か月か2か月後に厚生年金保険の資格を取得している者が確認できる。

このほか、申立期間①について申立人の厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、平成5年7月の標準報酬月額は13万4,000円、同年8月は15万円、同年9月は16万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は30万円、6年1月は26万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月から7年8月までは28万円とすることが必要である。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、平成7年9月から9年8月までの標準報酬月額は28万円、同年9月から同年11月までは34万円、同年12月及び10年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月から11年4月までは36万円、同年5月から同年10月までは38万円、同年11月から12年1月までは36万円、同年2月は38万円、同年3月から15年2月までは36万円、同年3月は28万円、同年4月から16年11月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月20日から7年9月1日まで
② 平成7年9月18日から16年12月21日まで

社会保険庁のねんきん特別便によると、有限会社Aにおける申立期間①及び②において実際に受け取っていた報酬月額と比べると、社会保険庁の記

録が低くなっているので調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①の平成5年7月から6年9月までの標準報酬月額については10万4,000円、同年10月から7年8月までの期間については11万8,000円、また、申立期間②の同年9月から9年9月までの期間については12万6,000円、同年10月から11年9月までの期間については11万8,000円、同年10月から16年11月までの期間については10万4,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び住民税特別徴収税額の通知書により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる上、当時の元同僚の給与明細書をみると、申立人と同様に、実際に受け取っていた報酬よりも低い額の報酬月額が届出されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び住民税特別徴収税額の通知書により、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、平成5年7月の標準報酬月額は13万4,000円、同年8月は15万円、同年9月は16万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は30万円、6年1月は26万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月から7年8月までは28万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、平成7年9月から9年8月までの標準報酬月額は28万円、同年9月から同年11月までは34万円、同年12月及び10年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月から11年

4月までは36万円、同年5月から同年10月までは38万円、同年11月から12年1月までは36万円、同年2月は38万円、同年3月から15年2月までは36万円、同年3月は28万円、同年4月から16年11月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aの事業主は、経営が苦しく資金繰りが悪化したため、全従業員に係る社会保険庁への報酬月額届出は減額したもので行ったが、事務処理の誤りにより給与月額に基づく厚生年金保険料等を給与から控除したと述べていることから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社Dセンター）における資格喪失日に係る記録を昭和38年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年11月から37年6月までは1万2,000円、同年7月から38年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月30日から38年8月30日まで
昭和36年8月27日にA株式会社B工場に入社し、38年8月29日まで勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には確かに勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社Dセンターが保管する申立人に係る従業員原簿及び同社の人事担当者の回答から、申立人が申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、上記の従業員原簿には、申立人は当該事業所に昭和36年8月27日に入社後37年7月1日に見習工から現業員（本工）となり、38年8月29日に退職している旨記載されている。

さらに、申立人は申立期間当時Eの運転士の業務に就いており、仕事をしながらE運転士の免許を取得したと供述しているところ、当該免許証に

「昭和 38 年 6 月 25 日免許」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人と同時期に A 株式会社 B 工場に入社し、申立人と同様に E の運転士であった元従業員は、申立期間において当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

その上、複数の元従業員は、当該事業所においては、全員が厚生年金保険に加入していた旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の従業員原簿及び同時期に入社した元従業員に係る社会保険庁の記録から、昭和 36 年 11 月から 37 年 6 月までは 1 万 2,000 円、同年 7 月から 38 年 7 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の人事担当者は申立期間当時の関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月までの期間及び 59 年 5 月から 60 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月まで
② 昭和 59 年 5 月から 60 年 7 月まで

私の国民年金については、母親が、私の就退職の間に無年金とならないよう加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれ、私が結婚をする前に国民年金手帳を渡してくれた。その手帳は、夫の勤務先に提出したところ、回収され、代わりに、国民年金の始まりが昭和 63 年からと記載された厚生年金保険と統一された手帳が戻ってきた。おかしいなと思ったが、年金の仕組みが分からなかったので、そのままにしていた。申立期間の保険料は納付していたので未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格記録から、昭和 63 年 5、6 月ごろ A 市において、第 3 号被保険者として払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認できる上、申立期間当時、申立人が居住していた B 県 C 市が保管している国民年金被保険者名簿に申立人の登載は無く、同市では申立人を国民年金被保険者として管理しておらず、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の

保険料は納付できなかつたものとみるのが相当である。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年10月から51年4月まで
私が20歳になった際、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。納付の記録が無いことは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和46年*月ごろに、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立人は、52年4月22日に任意の資格で国民年金に加入していることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から60年1月まで

私は、両親に勧められ、昭和56年2月ごろにA区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した記憶があるので調査をしてもらいたい。なお、年金手帳にも同年同月から被保険者となった旨の記載が有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親に勧められ、昭和56年2月ごろに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した記憶があると主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録から、平成元年7月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳に、「被保険者となった日」が昭和56年*月*日と記載されているとしているが、これは、保険料の納付開始月を示すものではなく、申立人が20歳になったことに伴い、この日が国民年金の被保険者資格の取得日となったことを示すものである。

また、申立人は、B市が国民年金被保険者の加入状況、納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて「登載なし」とされていること

から、申立人は同市において国民年金の被保険者として管理されていなかったものと考えられ、これは社会保険庁のオンライン記録において申立期間は未加入期間とされていることとも一致し、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで
父親から、20歳になったので国民年金に任意で加入し、国民年金保険料を納付したと告げられた。申立期間の保険料を納付してくれたはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の父親から国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと告げられたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日から平成8年5月ごろに払い出されたと確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持している年金手帳でも、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は平成8年4月1日と記載されている上、A市が保管している電算システムにおいても、同様の記録となっていることに加え、備考欄に「平3年4月まで学生」との記載も有ることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当

者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月まで
申立期間当時は、学生で A 市において下宿生活をしていたが、母親が、昭和 62 年 2 月ごろ、B 市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未加入期間となっていることには納得がいかない。
なお、弟も、学生期間について同様に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 62 年 2 月ごろ、申立人の母親が、B 市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、国民年金の加入手続きは住所地において行うこととされており、申立人は、当時、A 市に住所地を定めていたことが申立人の戸籍の附票から確認できることから、B 市に居住する申立人の母親が、同市において、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付することはできなかつたものとみるのが相当である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に係る社会保険庁の基礎年金番号情報記録には、申立人の国民年金手帳記号番号は登録されておらず、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿にも、申立人に同手帳記号番号が払い出された記録が無く、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の弟は平成3年4月から第1号被保険者（強制加入者）として、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるが、これは法改正により同年同月から、学生については、国民年金の任意適用から強制適用となったため加入したものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、平成2年4月、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親が納付した。その後、13年11月、国民年金に再加入手続をした際、A市役所で年金手帳「国民年金の記録(1)」欄の記入をもらい、2年4月から切れ目無くつながっていることを確認し、安心していた。

申立期間が未納であることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月、国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立期間の保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険庁の基礎年金番号情報記録に申立人に係る国民年金手帳記号番号は登録されておらず、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に同手帳記号番号が払い出されていた形跡が無い上、申立人が申立期間当時、居住していたB県A市の国民年金被保険者名簿にも申立人の登載は無く、同市では、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったことが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は平成2年*月*日とされているが、この処理が行われたのは、9年5月15日であることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、この時点では申立期間は、既に時効により納付できない期間であ

り、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期でもない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から55年10月まで

私は、昭和49年3月ごろ、区役所から国民年金に加入するようとの通知及び国民年金手帳が送付されて来たので国民年金に加入し、国民年金保険料は、53年11月に離婚するまでは、前々夫の保険料と一緒に区役所又は郵便局で納めていた。離婚後は、55年9月に再婚するまでの保険料も同様に納付していたはずであるため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月ごろ国民年金の加入手続を行い、区役所又は郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、61年1月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳管理簿で確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、A市B区で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を確認するとともに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 5 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から 63 年 5 月まで
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 62 年 1 月に婚姻のため会社を退職し、同年 2 月に A 県から B 市に転居した際、転入届と同時に国民年金の加入手続を行い、自宅に送付された納付書により、国民年金保険料を区役所の窓口又は銀行で、夫の保険料と一緒に納付した。申立期間が未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 62 年 2 月に婚姻を契機に A 県から B 市に転居した際に、国民年金の加入手続を行い、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同記号番号の被保険者記録から 63 年 6 月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、申立期間の保険料と一緒に納付したとする申立人の夫は、62 年 1 月から同年 3 月までは申請免除期間であり、同年 4 月から 63 年 3 月までについては、平成 9 年 2 月 6 日に申請免除期間の保険料を追納していることから、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①のうち、昭和 63 年 4 月、同年 5 月及び申立期間②について、B 市が国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納

リストでは、申立人の夫は未納期間であり、これは、社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人の夫の保険料と一緒に納付したとの申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成3年3月まで
私の国民年金については、母親が、昭和63年12月ごろ加入の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和63年12月ごろ国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録から平成3年4月に払い出されていることが確認でき、申立人の母親は、このころに申立人の国民年金加入手続きを行ったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳から、「初めて被保険者となった日」は平成3年4月1日と記載されていることが確認でき、これは、社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが自然である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1217（事案 173 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
前回申立時に昭和 35 年 5 月から同年 10 月までの 6 か月間ルームボーイとして勤務していた A 社での勤務期間について訂正不要の決定を受けたが、同僚の名前も覚えており、勤務していた事実に間違いはないので、当該期間について訂正不要と決定されたことには納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人が記憶している上司及び同僚の名前が社会保険事務所の被保険者名簿に記載されていることから、申立人が A 社において勤務していたことは推認できるものの、同事業所には申立期間当時の資料が保管されておらず、申立てに係る事実が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立人が名前を記憶している同僚には当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録があること等から、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めるべき旨の主張をしている。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、A 社の元従業員に照会を行ったところ、複数の元同僚による供述から、申立人が申立期間当時、同事業所にルームボーイとして勤務していたことは推認できるが、正確な勤務期間や勤務実態についての具体的な供述を得ることはできな

った。

また、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況等については不明である旨の回答があったことから、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できない。

さらに、A社における申立期間当時の元従業員 27 人に照会したところ、回答があった 20 人のうち 5 人について本人の記憶する勤務開始時期よりも 3 か月から 6 か月程度遅れて厚生年金保険に加入しており、2 年程度勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入記録が全く無い元従業員も 1 人いたことから、同事業所においては、必ずしも勤務開始当初から厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人から名前が挙げられた元同僚について、申立人は当該同僚が自分より後から勤務し始めたにもかかわらず、厚生年金保険に加入している旨を主張しているが、当該同僚に照会したところ、昭和 35 年 3 月から勤務していた旨供述していることから、申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

また、複数の元従業員から勤務当初は試用期間であった旨の供述があったほか、事業所に対する照会においても、当時から試用期間があった旨の回答をしている。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 1 日から 54 年 4 月 7 日まで
② 昭和 58 年 2 月 21 日から同年 11 月 21 日まで

私は、株式会社Aに昭和 45 年 9 月 1 日から 58 年 1 月 10 日まで勤務しており、当該事業所における厚生年金保険の加入が昭和 54 年 4 月からとなっているのはおかしいので、申立期間①を被保険者期間として認めてほしい。

また、株式会社BのC営業所において、58 年 1 月 21 日から 59 年 4 月 21 日まで継続して勤務しているが、58 年 2 月 21 日から同年 11 月 21 日まで厚生年金保険の期間が途切れているのはおかしいので、申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間①のうち昭和 51 年 8 月 1 日から 58 年 1 月 10 日まで株式会社Aにおいて勤務していたことは確認でき、同僚等の供述により、正確な勤務期間は特定できないが、申立人が雇用保険の記録のある以前において当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、複数の同僚は、「申立人は申立期間に会社を出たり入ったりしていた。」と供述しており、申立期間において当該事業所で継続して勤務していたとする供述は得られなかった。

また、株式会社Aに照会したところ、当時の賃金台帳等の記録は保管しておらず、申立期間①に係る勤務の実態及び厚生年金保険の適用について

は不明である旨回答している。

さらに、当該事業所が社会保険の適用事業所になった日は昭和 44 年 11 月 1 日であるが、45 年ごろに入社したとしている同僚は、入社当時は日給制のアルバイトのようなものであり、入社後しばらくの間は社会保険の被保険者でなかった期間がある旨の供述をしており、当該同僚が当該事業所において厚生年金保険の被保険者となったのは、社会保険庁の記録では 49 年 12 月 25 日であり、申立人と同様に、入社後相当の年数を経過してから被保険者となっていたことが確認できる。

ちなみに、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「日健」の記載があり、当該事業所が日雇健康保険に加入していたことが確認できる。

申立期間②について、株式会社Bに照会したところ、当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用に係る事実は不明との回答であり、申立人が1年以上勤務していたことについて、事業主は当時D（地域名）で7箇所の事業所を巡回していたため大抵の従業員については覚えているが、申立人の氏名は記憶していない旨を供述している。

また、申立人が株式会社BのC営業所において勤務していたことを記憶している同僚はいるものの、申立期間においても継続して勤務していたことを確認できる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は健康保険番号*で昭和 58 年 1 月 21 日に被保険者資格を取得し、同年 2 月 21 日に資格喪失し同年 3 月 3 日に健康保険証を返納した記録となっており、その後、新たに健康保険番号*で同年 11 月 21 日に資格を再取得し、59 年 4 月 21 日に資格喪失しており、社会保険事務所の記録に不自然さはない。

加えて、労働局に照会したところ、申立人が株式会社Bにおいて雇用保険の被保険者となった日は昭和 58 年 11 月 21 日であり、離職日は 59 年 4 月 20 日と記録されており、申立期間における記録は確認できず、上記の社会保険事務所の記録と一致しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出していたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1219 (事案 481 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月1日から同年9月30日まで
② 昭和49年10月1日から57年2月28日まで
③ 昭和59年2月13日から同年8月31日まで

申立期間①の株式会社Aについては、昭和48年12月31日退職となっているが、当時広告の営業は年末が多忙のため、年末に退職することは考えられないので、申立期間①について厚生年金保険加入期間を認めてほしい。

申立期間②については、株式会社Aを退職してすぐにB株式会社に勤務した。社会保険庁の記録では昭和52年9月から53年1月まで株式会社Cに勤務していたとなっているが、その時期には勤務したことはなく、当時の事業主からも勤務していない旨の証明書をもらっているため、株式会社Cの記録を取り消し、B株式会社における申立期間②の厚生年金保険加入期間を認めてほしい。

申立期間③については、昭和59年2月13日から同年8月31日まで株式会社Dに勤めていたのに、厚生年金保険の加入記録がない。申立期間③について、厚生年金保険加入期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の勤務実態等について当時の元同僚に照会したところ、元同僚のうち1人は「申立人の勤務状況は、出勤したりしなかったりで、いつのまにかいなくなっていた。」と供述しており、また申立期間中に入社した元同僚の1人は「申立人のことは知らない。」と供述しているため、申立人の勤務実態は確認できない上、株式会社A

は平成8年6月に解散し、当時の事業主も所在不明のため、当時の人事記録、賃金台帳等関係書類の存否も不明であることから、申立人の勤務実態及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険証が資格喪失日の翌月である昭和49年1月に返納されている旨の記載がある上、申立人の雇用保険の加入記録も社会保険庁の当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録とほぼ一致している。

- 2 申立期間②及び③については、B株式会社及び株式会社Dと申立人との間に明確な正社員としての雇用関係がなく、申立期間において申立てに係る事業所に関する雇用保険の加入記録も確認できず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できないとして、既に平成21年1月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、昭和52年9月2日から53年1月25日までの期間に、株式会社Cにおいて申立人が厚生年金保険被保険者であったとする社会保険庁の記録は誤りであり、申立人は株式会社Cには当時在籍していない旨を株式会社Cの元事業主が記載している「不在籍の証明」を提出しており、申立てに係る事業所及び申立期間についても、49年1月1日から同年9月30日までを前回のB株式会社から株式会社Aに、同年10月1日から57年2月28日までをB株式会社に、59年2月13日から同年8月31日までを株式会社Dに係る申立てに変更している。

申立期間②については、今回の申立てにおいて提出されている「不在籍の証明」では、申立人は当時株式会社Cに在籍していない旨を株式会社Cの元事業主が記載しているが、証明書の内容について、元事業主、元事務担当者、元同僚に照会したところ、元事業主は「申立人は、当時株式会社Cには在籍しておらず、社会保険に加入させる指示はしていない。」と供述しているが、当時株式会社Cで経理及び総務を担当していた元事務担当者の「元事業主の指示で申立人について社会保険の加入手続を行った。」との供述とは一致せず、元事業主の供述を確認できる資料等も無い上、株式会社Cに関する申立人の雇用保険の加入記録についても社会保険庁の当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致することが確認できることから、社会保険庁の記録は誤りであるとして提出されている上記元事業主が記載した「不在籍の証明」の記載内容

を肯定することはできない。

また、申立期間②において当時B株式会社に勤務していた複数の元同僚に対し新たに照会しても、申立人とB株式会社との間に正社員としての雇用関係があったことを確認できる供述を得ることはできない。

申立期間③については、当時の株式会社Dの元事業主は、「申立人の入社時期については確認しているが、退社の時期については申立人からの申出もなかったため確認できていない。申立人は社会保険には加入させていなかった。」と供述している上、当時株式会社Dで総務を担当していた事務担当者は、「申立人は正社員でなかったため社会保険の資格取得の手続を行っていなかった。」と供述している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人は昭和53年1月25日から61年1月10日まで厚生年金保険任意継続期間とされていることから、申立期間②のうち昭和53年1月25日から57年2月28日までの期間、及び申立期間③において申立人が申立てに係る事業所で厚生年金保険被保険者であったとする申立人の主張は合理性に欠ける。

その他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月ごろから 44 年 1 月 18 日まで
② 昭和 44 年 2 月 17 日から 45 年 6 月ごろまで

私は、昭和 40 年代に夜間高校に通っていたが、A局に採用される前、42 年末から正月にかけてアルバイトとしてA局に入った。その後、引き続き局長の紹介で入局し、43 年の 6 月から 7 月にかけて初等部研修期間を経て現場に戻り、その後、45 年 6 月ごろに退局した。申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局の後継事業所であるB株式会社C支社が保管する人事記録の記載から、申立人はA局に係る申立期間①のうち、昭和 43 年 12 月 16 日から 44 年 1 月 9 日までの期間については、A局で臨時雇いとして勤務していたことは確認できるが、上記以外の関係書類は保管されていないことから、申立期間①のうち 43 年 1 月ごろから同年 12 月 15 日まで、及び 44 年 1 月 10 日から同年 1 月 18 日までの期間における申立人の勤務実態、並びに申立期間①において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実については確認できない。

また、上記人事記録による昭和 44 年 1 月 18 日から同年 2 月 18 日の臨時補充員の期間と社会保険事務所の厚生年金保険被保険者期間が一致しているため、事業主は臨時補充員について、社会保険事務所の記録どおり届出を行ったことがうかがえるものの、臨時補充員になる前の臨時雇いについては、当時の同僚についても、各々が臨時補充員になったと記憶している時期から厚

生年金保険の加入記録が始まっていることからみると、当時当該事業所においては、臨時雇いについては、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当時A局に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立期間①における申立人の勤務実態について確認するための供述を得ることはできない。

A局に係る申立期間②については、A局の後継事業所であるB株式会社C支社が保管する人事記録の記載から、申立人は昭和44年2月17日から45年6月19日までA局で事務員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間②については、同時期にD共済組合の加入記録が存在している上、D共済組合に照会したところ、「申立人の共済組合加入期間は、昭和44年2月17日から45年6月19日」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 8 月 10 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に、昭和 47 年 7 月に正社員として入社し、B株式会社と合併後も継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、入社時の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B株式会社が提出した「在籍期間証明書」及び複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管するA株式会社に係る厚生年金保険記号番号払出簿によると、当該事業所は、昭和 47 年 8 月 10 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日より前の申立期間に適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得年月日及び同資格取得届の進達処理年月日は、昭和 47 年 8 月 10 日と記載されており、申立期間に係る資格取得の届出が行われた事実は確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主及び役員の所在は不明であり、A株式会社は昭和 54 年にB株式会社に吸収合併されており、B株式会社に照会しても、A株式会社に係る賃金台帳等関連資料を保管しておらず、存否も不明であることから、申立人のA株式会社における勤務実態及び給与から厚生

年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、申立人と同様に昭和 47 年 7 月 1 日に A 株式会社に入社したとする元同僚 6 人は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の資格取得日がすべて同年 8 月 10 日となっている上、このうち二人は申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 31 日まで
昭和 36 年 4 月ごろから 41 年 8 月ごろまで A 株式会社に住み込みで勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険が未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元取締役及び複数の元同僚の供述、並びに元同僚の所持する昭和 37 年 10 月ごろの B 組合の運動会に当該事業所が参加した仮装大会の写真に、申立人が写っていることから、申立人は申立期間のうち一部期間において、当該事業所に住み込みで働いていたことは推認できる。

しかし、A 株式会社は既に解散し、事業主も亡くなっていることから賃金台帳等の存否を確認することができない上、当時の給与担当者の元同僚は、高齢のため回答を得ることができないため、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立期間当時の取締役は「全員が入っていたと思う。但し自分の意思で入っていない人もいた。」と回答している。

さらに、申立期間中の昭和 37 年 10 月に開催された上記 B 組合の運動会における写真により、A 株式会社勤務していたことが確認できる元同僚の二人についても、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、

当該事業所においては、必ずしも全従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険証の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 12 月から株式会社Aの社員として勤務しており、同社は 52 年 9 月 1 日に社会保険に加入している。しかし、私の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 59 年 6 月 1 日になっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、期間は特定できないが、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、同社の事業主であった申立人の父親は既に他界しており、事業主の妻である申立人の母親は直接事務に関与していないため当時の状況は不明であり、現在の事業主に照会しても回答が無く、申立人の勤務実態及び申立期間における厚生年金保険の適用について、確認することができる関連資料及び供述は得られない。

また、複数の同僚の供述から、同社は、申立期間当時必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録を確認したところ、資格取得日は昭和 59 年 6 月 1 日、離職日は 61 年 5 月 20 日とされており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の所持している年金手帳には、初めて厚生年金保険の被保険者となった日は昭和 59 年 6 月 1 日と記載されている上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び記号番号払出

簿によると、申立人の被保険者資格取得日は、上記と同様 59 年 6 月 1 日とされているほか、同社が新規適用事業所となった 52 年 9 月 1 日以降の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考えにくい。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
中学校を卒業後、見習い看護婦としてA診療所に勤務したが、脱退手当金をもらった記憶はないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係る事業所の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されている頁及び次の頁に記載されている者のうち、脱退手当金受給要件を満たす女性は申立人を含め4人みられるが、その全員に社会保険庁のオンライン記録から脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約4か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給していることに不自然さはないと、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 44 年 3 月 10 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金という言葉聞いたことがなく、受給した覚えもないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には「受付第*番 昭 43. 12. 7 A 社会保険事務所」、「小切手 43. 3. 10 交付済」と押印されていることが確認できる。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 3 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。